

# 地方の自立と自己責任を確立する 関西モデルの提案

2003年2月

社団法人関西経済連合会

(抜粋)

## (3) 選択肢の多いフレキシブルな地方制度への改革

### ① 共同体制度の創設による基礎自治体の強化

現在、基礎自治体の基盤強化のための市町村合併が強力に推進されているが、市町村合併にはストロー効果が働くといった弊害や住民感情の問題などがあることから、財政状況が厳しく効率化のために合併の必要性を感じても合併に踏み切らない自治体も多い。

諸外国には、なかば強制的に市町村合併を進めたところもあるが、わが国でとるべき方策とは思えない。住民の選択により、小さくても単独で生き残りを模索する自治体があつてもよい。

しかし、単独では生き残りが難しいと住民が判断し、しかも合併は望まない基礎自治体はどうすればよいか。市町村の共同体制度（「郡」と呼ぶ）を創設すればよい。合併と同様の効果を発揮しつつ既存の小規模市町村の特性を生かしていくことができる。表5に提案した新しい共同体制度と現行の広域連合制度との大きな違いは新しい共同体が課税権を持つことである。

表4 「郡」、広域連合、市町村合併の主な相違点

	市町村共同体「郡」	広域連合（市町村の場合）	市町村合併
性格	普通地方公共団体	特別地方公共団体	普通地方公共団体
構成団体	市町村	市町村、特別区	（構成市町村は消滅）
目的	構成市町村を残しつつ 合併と同様の効果	広域行政需要への対応、 権限移譲の受入体制整備	規模・能力の拡大
事務	基礎自治体の事務の一部を 独自の課税権をもつて自立的に処理	構成自治体の事務の一部を 広域にわたり総合的・計画的に処理	基礎自治体の事務のすべてを処理できる
議会	直接公選	直接公選または間接選挙	直接公選
首長	直接公選	直接公選または間接選挙	直接公選
課税権	あり (市町村税の一部)	なし	あり (市町村税のすべて)
複数参加	不可	可	不可

# 関西広域連合のあり方に関する提案

関西にとって望ましい地方分権体制を実現するために

2006年6月

関西分権改革推進委員会

(抜 粋)

## 第5章 関西広域連合の仕組みと財政

### (4) 財源確保のための具体策

#### (b) 課税権の獲得と国からの税源移譲

広域連合が条例によって直接住民に課税することは、現行法制のもとではできないと考えられるが、将来的には地方自治法、地方財政法、関係税法など所要の改正を求めていく必要がある。そのうえで、国からの事務移管に応じて、その財源の移譲を税源移譲という形で実現できれば、広域連合の自主性は飛躍的に高まることになる（補助金等は毎年予算要求する必要があり、国の財政事情によって財源が保障されないおそれがある）。

財源移譲、とりわけ税源移譲については各府省庁の強い抵抗が予想され、いまずぐ実現する可能性は低いが、今般の三位一体の改革において不十分ながらも一定の成果を収めたという実績があり、関西広域連合としても粘り強く交渉していかねばならない。

(別紙)

## 市町村連合(仮称)等の創設について

平成15年2月28日  
全 国 町 村 会

### I. 市町村連合(仮称)について

#### 1. 団体の性格

市町村が規約によって設立することができる特別地方公共団体とする。

#### 2. 組織

##### (1)連合の長

・構成市町村の住民(選挙人)の投票により直接選挙する。

##### (2)連合の議会

・選任方法、定数等は規約で定める。

#### 3. 事務事業

・連合が実施処理する事務事業の種類や範囲は、連合議会で決定する。  
・国や都道府県等から事務権限を直接受けることとする。

#### 4. 財政

・必要な経費は構成市町村の負担金や国等の補助金などでもまかなうこととし、負担方法等は連合議会で決定する。  
・一定の課税権を認めることを検討する。

### II. 地域自治組織について

#### 1. 性格

市町村内部の一定の地域を単位とする任意的な自治組織とする。

#### 2. 組織

地域の単位(旧町村、小学校区など)、組織の編成、権能、運営方法等は、各市町村の条例に委ねる。

## 地方交付税について

### ○ 地方交付税制度の目的

地方団体の自主性を損なわずにその財源の均衡化を図り、交付基準の設定を通じて地方行政の計画的な運営を保障することにより、地方自治の本旨の実現に資するとともに、地方団体の独立性を強化すること(地方交付税法 § 1)

#### ◎ 財源の均衡化(財政調整機能)

地方団体間における財政力の格差を解消するため、地方交付税の適正な配分を通じて地方団体相互間の過不足を調整し、均てん化を図る。

#### ◎ 財源の保障(財源保障機能)

- ・マクロ… 地方交付税の総額が国税5税の一定割合として法定されることにより、地方財源は総額として保障されている。
- ・ミクロ… 基準財政需要額、基準財政収入額という基準の設定を通じて、どの地方団体に対しても行政の計画的な運営が可能となるように、必要な財源を保障する。

### ○ 普通交付税の額の決定

各団体毎の普通交付税額は次の算式で計算

$$\boxed{\text{基準財政需要額}} - \boxed{\text{基準財政収入額}} = \boxed{\text{財源不足額(交付基準額)}}$$

標準的な財政需要      標準的な財政収入

◆  $\boxed{\text{基準財政需要額}} = \boxed{\text{単位費用}} \times \boxed{\text{測定単位}} \times \boxed{\text{補正係数}}$

(測定単位1当たりの費用)(人口、面積等) (寒冷積雪の差等)

(\* )各種の補正係数は、各団体毎の自然条件や社会条件等の違いによる財政需要の差を反映するもの

◆  $\boxed{\text{基準財政収入額}} = (\text{標準的税収入(市町村分の税交付金を含む)} + \text{地方特例交付金の75\% (県分), 75\% (市町村分)}) + \text{地方譲与税}$

#### ※ 地方交付税法

##### (測定単位の数値の補正)

第十三条 面積、高等学校の生徒数その他の測定単位で、そのうちに種別があり、かつ、その種別ごとに単位当たりの費用に差があるものについては、その種別ごとの単位当たりの費用の差に応じ当該測定単位の数値を補正することができる。

(略)

10 人口、学校数その他の測定単位の数値が急激に増加し又は減少した地方団体、廃置分合又は境界変更のあつた地方団体及び組合(地方自治法第二百八十 四条第一項の一部事務組合、広域連合又は役場事務組合をいう。)を組織している地方団体に係る補正係数の算定方法及び測定単位の数値の補正後の数値の算定方法については、総務省令で前各項の規定の特例を設けることができる。

## ■地方交付税法（昭和二十五年五月三十日法律第二百十一号）

### （この法律の目的）

第一条 この法律は、地方団体が自主的にその財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権能をそこなわずに、その財源の均衡化を図り、及び地方交付税の交付の基準の設定を通じて地方行政の計画的な運営を保障することによつて、地方自治の本旨の実現に資するとともに、地方団体の独立性を強化することを目的とする。

### （用語の意義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 地方交付税 第六条の規定により算定した所得税、法人税、酒税、消費税及びたばこ税のそれぞれの一定割合の額で地方団体がひとしくその行うべき事務を遂行することができるよう国が交付する税をいう。
- 二 地方団体 都道府県及び市町村をいう。
- 三 基準財政需要額 各地方団体の財政需要を合理的に測定するために、当該地方団体について第十二条の規定により算定した額をいう。
- 四 基準財政収入額 各地方団体の財政力を合理的に測定するために、当該地方団体について第十四条の規定により算定した額をいう。
- 五 測定単位 地方行政の種類ごとに設けられ、かつ、この種類ごとにその量を測定する単位で、毎年度の普通交付税を交付するために用いるものをいう。
- 六 単位費用 道府県又は市町村ごとに、標準的条件を備えた地方団体が合理的、かつ、妥当な水準において地方行政を行う場合又は標準的な施設を維持する場合に要する経費を基準とし、補助金、負担金、手数料、使用料、分担金その他これらに類する収入及び地方税の収入のうち基準財政収入額に相当するもの以外のものを財源とすべき部分を除いて算定した各測定単位の単位当たりの費用  
(当該測定単位の数値につき第十三条第一項の規定の適用があるものについては、当該規定を適用した後の測定単位の単位当たりの費用)で、普通交付税の算定に用いる地方行政の種類ごとの経費の額を決定するために、測定単位の数値に乗すべきものをいう。

### （測定単位の数値の補正）

第十三条 面積、高等学校の生徒数その他の測定単位で、そのうちに種別があり、かつ、その種別ごとに単位当たりの費用に差があるものについては、その種別ごとの単位当たりの費用の差に応じ当該測定単位の数値を補正することができる。

(略)

- 10 人口、学校数その他の測定単位の数値が急激に増加し又は減少した地方団体、廃置分合又は境界変更のあつた地方団体及び組合（地方自治法第二百八十四条第一項の一 部事務組合、広域連合又は役場事務組合をいう。）を組織している地方団体に係る補正係数の算定方法及び測定単位の数値の補正後の数値の算定方法については、総務省令で前各項の規定の特例を設けることができる。

(略)

## ■地方自治法（昭和二十二年四月十七日法律第六十七号）

### （組合の種類及び設置）

第二百八十四条 地方公共団体の組合は、一部事務組合、広域連合、全部事務組合及び役場事務組合とする。

- 2 普通地方公共団体及び特別区は、第六項の場合を除くほか、その事務の一部を共同処理するため、その協議により規約を定め、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を得て、一部事務組合を設けることができる。この場合において、一部事務組合内の地方公共団体につきその執行機関の権限に属する事項がなくなつたときは、その執行機関は、一部事務組合の成立と同時に消滅する。
- 3 普通地方公共団体及び特別区は、その事務で広域にわたり処理することが適當であると認めるものに關し、広域にわたる総合的な計画（以下「広域計画」という。）を作成し、その事務の管理及び執行について広域計画の実施のために必要な連絡調整を図り、並びにその事務の一部を広域にわたり総合的かつ計画的に処理するため、その協議により規約を定め、前項の例により、総務大臣又は都道府県知事の許可を得て、広域連合を設けることができる。この場合においては、同項後段の規定を準用する。
- 4 総務大臣は、前項の許可をしようとするときは、国の関係行政機関の長に協議しなければならない。

（略）

### （設置の勧告等）

第二百八十五条の二 公益上必要がある場合においては、都道府県知事は、関係のある市町村及び特別区に対し、一部事務組合又は広域連合を設けるべきことを勧告することができる。

- 2 都道府県知事は、第二百八十四条第三項の許可をしたときは直ちにその旨を公表するとともに、総務大臣に報告し、前項の規定により広域連合を設けるべきことを勧告したときは直ちにその旨を総務大臣に報告しなければならない。
- 3 総務大臣は、第二百八十四条第三項の許可をしたときは直ちにその旨を告示するとともに、国の関係行政機関の長に通知し、前項の規定による報告を受けたときは直ちにその旨を国の関係行政機関の長に通知しなければならない。

### （広域連合による事務の処理等）

第二百九十二条の二 国は、その行政機関の長の権限に属する事務のうち広域連合の事務に関連するものを、別に法律又はこれに基づく政令の定めるところにより、当該広域連合が処理することとすることができる。

- 2 都道府県は、その執行機関の権限に属する事務のうち都道府県の加入しない広域連合の事務に関連するものを、条例の定めるところにより、当該広域連合が処理することとすることができる。
- 3 第二百五十二条の十七の二第二項、第二百五十二条の十七の三及び第二百五十二条の十七の四の規定は、前項の規定により広域連合が都道府県の事務を処理する場合について準用する。
- 4 都道府県の加入する広域連合の長は、その議会の議決を経て、国の行政機関の長に対し、当該広域連合の事務に密接に関連する国の行政機関の長の権限に属する事務の一部を当該広域連合が処理することとするよう要請することができる。
- 5 都道府県の加入しない広域連合の長は、その議会の議決を経て、都道府県に対し、当該広域連合の事務に密接に関連する都道府県の事務の一部を当該広域連合が処理することとするよう要請することができる。

(組織、事務及び規約の変更)

第二百九十九条の三 広域連合は、これを組織する地方公共団体の数を増減し若しくは処理する事務を変更し、又は広域連合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、次条第一項第六号若しくは第九号に掲げる事項又は前条第一項若しくは第二項の規定により広域連合が新たに事務を処理することとされた場合（変更された場合を含む。）における当該事務のみに係る広域連合の規約を変更しようとするときは、この限りでない。

- 2 総務大臣は、前項の許可をしようとするときは、国の関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 3 広域連合は、次条第一項第六号又は第九号に掲げる事項のみに係る広域連合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、第一項本文の例により、直ちに総務大臣又は都道府県知事に届出をしなければならない。
- 4 前条第一項又は第二項の規定により広域連合が新たに事務を処理することとされたとき（変更されたときを含む。）は、広域連合の長は、直ちに次条第一項第四号又は第九号に掲げる事項に係る規約につき必要な変更を行い、第一項本文の例により、総務大臣又は都道府県知事に届出をするとともに、その旨を当該広域連合を組織する地方公共団体の長に通知しなければならない。
- 5 都道府県知事は、第一項の許可をしたとき、又は第三項若しくは前項の届出を受理したときは、直ちにその旨を公表するとともに、総務大臣に報告しなければならない。
- 6 総務大臣は、第一項の許可をしたとき又は第三項若しくは第四項の届出を受理したときは直ちにその旨を告示するとともに、これを国の関係行政機関の長に通知し、前項の規定による報告を受けたときは直ちにその旨を国の関係行政機関の長に通知しなければならない。
- 7 広域連合の長は、広域計画に定める事項に関する事務を総合的かつ計画的に処理するため必要があると認めるときは、その議会の議決を経て、当該広域連合を組織する地方公共団体に対し、当該広域連合の規約を変更するよう要請することができる。
- 8 前項の規定による要請があつたときは、広域連合を組織する地方公共団体は、これを尊重して必要な措置を執るようにしなければならない。

(規約等)

第二百九十九条の四 広域連合の規約には、次に掲げる事項につき規定を設けなければならない。

- 一 広域連合の名称
  - 二 広域連合を組織する地方公共団体
  - 三 広域連合の区域
  - 四 広域連合の処理する事務
  - 五 広域連合の作成する広域計画の項目
  - 六 広域連合の事務所の位置
  - 七 広域連合の議会の組織及び議員の選挙の方法
  - 八 広域連合の長、選挙管理委員会その他執行機関の組織及び選任の方法
  - 九 広域連合の経費の支弁の方法
- 2 前項第三号に掲げる広域連合の区域は、当該広域連合を組織する地方公共団体の区域を合わせた区域を定めるものとする。ただし、都道府県の加入する広域連合について、当該広域連合の処理する事務が当該都道府県の区域の一部のみに係るものであることその他の特別の事情があるときは、当該都道府県の包括する市

町村又は特別区で当該広域連合を組織しないものの一部又は全部の区域を除いた区域を定めることができる。

- 3 広域連合の長は、広域連合の規約が定められ又は変更されたときは、速やかにこれを公表しなければならない。
- 4 広域連合の議会の議員又は長その他の職員は、第九十二条第二項、第一百四十二条第二項及び第一百九十六条第三項（これらの規定を適用し又は準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、当該広域連合を組織する地方公共団体の議員又は地方公共団体の長その他の職員と兼ねることができる。

（議会の議員及び長の選挙）

第二百九十五条 広域連合の議会の議員は、政令で特別の定めをするものと除くほか、広域連合の規約で定めるところにより、広域連合の選挙人（広域連合を組織する普通地方公共団体又は特別区の議会の議員及び長の選挙権を有する者で当該広域連合の区域内に住所を有するものをいう。次項及び次条第七項において同じ。）が投票により又は広域連合を組織する地方公共団体の議会においてこれを選挙する。

- 2 広域連合の長は、政令で特別の定めをするものを除くほか、広域連合の規約で定めるところにより、広域連合の選挙人が投票により又は広域連合を組織する地方公共団体の長が投票によりこれを選挙する。

（直接請求）

第二百九十六条 第二編第五章（第八十五条を除く。）及び第二百五十二条の三十九（第十四項を除く。）の規定は、政令で特別の定めをするものを除くほか、広域連合の条例（地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定若しくは改廃、広域連合の事務の執行に関する監査、広域連合の議会の解散又は広域連合の議会の議員若しくは長その他広域連合の職員で政令で定めるものの解職の請求について準用する。この場合において、同章（第七十四条第一項を除く。）の規定中「選挙権を有する者」とあるのは「請求権を有する者」と、第七十四条第一項中「普通地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する者（以下本編において「選挙権を有する者」という。）」とあるのは「広域連合を組織する普通地方公共団体又は特別区の議会の議員及び長の選挙権を有する者で当該広域連合の区域内に住所を有するもの（以下「請求権を有する者」という。）」と、第二百五十二条の三十九第一項中「選挙権を有する者」とあるのは「請求権を有する者」と読み替えるほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

- 2 前項に定めるもののほか、広域連合を組織する普通地方公共団体又は特別区の議会の議員及び長の選挙権を有する者で当該広域連合の区域内に住所を有するもの（第五項前段において「請求権を有する者」という。）は、政令で定めるところにより、その総数の三分の一（その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）以上の者の連署をもつて、その代表者から、当該広域連合の長に対し、当該広域連合の規約の変更を要請するよう請求することができる。
- 3 前項の規定による請求があつたときは、広域連合の長は、直ちに、請求の要旨を公表するとともに、当該広域連合を組織する地方公共団体に対し、当該請求に係る広域連合の規約を変更するよう要請しなければならない。この場合においては、当該要請をした旨を同項の代表者に通知しなければならない。
- 4 前項の規定による要請があつたときは、広域連合を組織する地方公共団体は、これを尊重して必要な措置を執るようにしなければならない。
- 5 第七十四条第五項の規定は請求権を有する者及びその総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た

数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)について、同条第六項から第八項まで及び第七十四条の二から第七十四条の四までの規定は第二項の規定による請求者の署名について準用する。この場合において、第七十四条第五項中「第一項の選挙権を有する者」とあるのは「第二百九十五条の六第二項に規定する広域連合を組織する普通地方公共団体又は特別区の議会の議員及び長の選挙権を有する者で当該広域連合の区域内に住所を有するもの(以下「請求権を有する者」という。)」と、同条第七項並びに第七十四条の四第三項及び第四項中「選挙権を有する者」とあるのは「請求権を有する者」と読み替えるほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

- 6 第二百五十二条の三十八第一項、第二項及び第四項から第六項までの規定は、第一項において準用する第二百五十二条の三十九第一項の規定により第二百五十二条の二十七第三項に規定する個別外部監査契約に基づく監査によることが求められた第一項において準用する第七十五条第一項の請求に係る事項についての第二百五十二条の二十九に規定する個別外部監査人の監査について準用する。この場合において必要な技術的読替えは、政令で定める。
- 7 政令で特別の定めをするものを除くほか、公職選挙法 中普通地方公共団体の選挙に関する規定は、第一項において準用する第七十六条第三項の規定による解散の投票並びに第八十条第三項及び第八十一条第二項の規定による解職の投票について準用する。
- 8 前項の投票は、政令で定めるところにより、広域連合の選挙人による選挙と同時にこれを行うことができる。

#### (広域計画)

第二百九十五条の七 広域連合は、当該広域連合が設けられた後、速やかに、その議会の議決を経て、広域計画を作成しなければならない。

- 2 広域連合は、広域計画を作成するに当たつては、第二条第四項(第二百八十五条第三項において準用する場合を含む。)の基本構想及び他の法律の規定による計画であつて当該広域計画の項目に関する事項を定めるものとの調和が保たれるようにならなければならない。
- 3 広域連合は、広域計画を作成したときは、直ちに、これを当該広域連合を組織する地方公共団体の長に送付し、かつ、公表するとともに、第二百八十四条第二項の例により、総務大臣又は都道府県知事に提出しなければならない。
- 4 総務大臣は、前項の規定による提出があつた場合においては、直ちにその内容を国の関係行政機関の長に通知しなければならない。
- 5 広域計画は、第二百九十五条の二第一項又は第二項の規定により広域連合が新たに事務を処理することとされたとき(変更されたときを含む。)その他これを変更することが適当であると認められるときは、変更することができる。
- 6 広域連合は、広域計画を変更しようとするときは、その議会の議決を経なければならない。この場合においては、第二項から第四項までの規定を準用する。
- 7 広域連合及び当該広域連合を組織する地方公共団体は、広域計画に基づいて、その事務を処理するようにしなければならない。
- 8 広域連合の長は、当該広域連合を組織する地方公共団体の事務の処理が広域計画の実施に支障があり又は支障があるおそれがあると認めるときは、当該広域連合の議会の議決を経て、当該広域連合を組織する地方公共団体に対し、当該広域計画の実施に関し必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。
- 9 広域連合の長は、前項の規定による勧告を行つたときは、当該勧告を受けた地方公共団体に対し、当該勧告に基づいて講じた措置について報告を求めるができる。

(協議会)

第二百九十五条の八 広域連合は、広域計画に定める事項を一体的かつ円滑に推進するため、広域連合の条例で、必要な協議を行うための協議会を置くことができる。

- 2 前項の協議会は、広域連合の長及び国の地方行政機関の長、都道府県知事（当該広域連合を組織する地方公共団体である都道府県の知事を除く。）、広域連合の区域内の公共的団体等の代表者又は学識経験を有する者のうちから広域連合の長が任命する者をもつて組織する。
- 3 前項に定めるもののほか、第一項の協議会の運営に關し必要な事項は、広域連合の条例で定める。

(広域連合の分賦金)

第二百九十五条の九 第二百九十五条の四第一項第九号に掲げる広域連合の経費の支弁の方法として、広域連合を組織する普通地方公共団体又は特別区の分賦金に関する定めの場合には、広域連合が作成する広域計画の実施のために必要な連絡調整及び広域計画に基づく総合的かつ計画的な事務の処理に資するため、当該広域連合を組織する普通地方公共団体又は特別区の人口、面積、地方税の収入額、財政力その他の客観的な指標に基づかなければならない。

- 2 前項の規定により定められた広域連合の規約に基づく地方公共団体の分賦金については、当該地方公共団体は、必要な予算上の措置をしなければならない。

(解散)

第二百九十五条の十 広域連合を解散しようとするときは、関係地方公共団体の協議により、第二百八十四条第二項の例により、総務大臣又は都道府県知事の許可を受けなければならない。

- 2 総務大臣は、前項の許可をしようとするときは、国の関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 3 都道府県知事は、第一項の許可をしたときは、直ちにその旨を公表するとともに、総務大臣に報告しなければならない。
- 4 総務大臣は、第一項の許可をしたときは直ちにその旨を告示するとともに、これを国の関係行政機関の長に通知し、前項の規定による報告を受けたときは直ちにその旨を国の関係行政機関の長に通知しなければならない。



比較法人通則法と独立行政法人法の比較

## 独立行政法人一覧（平成20年4月1日現在）

### 内閣府所管 4

- 国立公文書館
- 国民生活センター
- 北方領土問題対策協会
- 沖縄科学技術研究基盤整備機構

### 総務省所管 4

- 情報通信研究機構
- 統計センター
- 平和祈念事業特別基金
- 郵便貯金・簡易生命保険管理機構

### 外務省所管 2

- 国際協力機構
- 国際交流基金

### 財務省所管 5

- 酒類総合研究所
- 造幣局
- 国立印刷局
- 通関情報処理センター
- 日本万国博覧会記念機構

### 文部科学省所管 25

- 国立特別支援教育総合研究所
- 大学入試センター
- 国立青少年教育振興機構
- 国立女性教育会館
- 国立国語研究所
- 国立科学博物館
- 物質・材料研究機構
- 防災科学技術研究所
- 放射線医学総合研究所
- 国立美術館
- 国立文化財機構
- 教員研修センター
- 科学技術振興機構
- 日本学術振興会
- 理化学研究所
- 宇宙航空研究開発機構
- 日本スポーツ振興センター
- 日本芸術文化振興会
- 日本学生支援機構
- 海洋研究開発機構
- 国立高等専門学校機構
- 大学評価・学位授与機構
- 国立大学財務・経営センター
- メディア教育開発センター
- 日本原子力研究開発機構

### 厚生労働省所管 14

- 国立健康・栄養研究所
- 労働安全衛生総合研究所
- 勤労者退職金共済機構
- 高齢・障害者雇用支援機構
- 福祉医療機構
- 国立重度知的障害者総合施設のぞみの園
- 労働政策研究・研修機構
- 雇用・能力開発機構
- 労働者健康福祉機構
- 国立病院機構
- 医薬品医療機器総合機構
- 医薬基盤研究所
- 年金・健康保険福祉施設整理機構
- 年金積立金管理運用独立行政法人

### 農林水産省所管 13

- 農林水産消費安全技術センター
- 種苗管理センター
- 家畜改良センター
- 水産大学校
- 農業・食品産業技術総合研究機構
- 農業生物資源研究所
- 農業環境技術研究所
- 国際農林水産業研究センター
- 森林総合研究所
- 水産総合研究センター
- 農畜産業振興機構
- 農業者年金基金
- 農林漁業信用基金

### 経済産業省所管 11

- 経済産業研究所
- 工業所有権情報・研修館
- 日本貿易保険
- 産業技術総合研究所
- 製品評価技術基盤機構
- 新エネルギー・産業技術総合開発機構
- 日本貿易振興機構
- 原子力安全基盤機構
- 情報処理推進機構
- 石油天然ガス・金属鉱物資源機構
- 中小企業基盤整備機構

### 国土交通省所管 20

- 土木研究所
- 建築研究所
- 交通安全環境研究所
- 海上技術安全研究所
- 港湾空港技術研究所
- 電子航法研究所
- 航海訓練所
- 海技教育機構
- 航空大学校
- 自動車検査独立行政法人
- 鉄道建設・運輸施設整備支援機構
- 国際観光振興機構
- 水資源機構
- 自動車事故対策機構
- 空港周辺整備機構
- 海上災害防止センター
- 都市再生機構
- 奄美群島振興開発基金
- 日本高速道路保有・債務返済機構
- 住宅金融支援機構

### 環境省所管 2

- 国立環境研究所
- 環境再生保全機構

### 防衛省所管 1

- 駐留軍等労働者労務管理機構

合計 101 法人

(注1)○印の法人は、特定独立行政法人(役職員が国家公務員の身分を有するもの(8法人))

(注2)法人の名称の冒頭の「独立行政法人」は省略

## 行政改革推進本部事務局

平成20年1月

(注)この資料は、平成19年12月24日に閣議決定した「独立行政法人整理合理化計画」のポイントを、行政改革推進本部事務局の責任においてまとめたものです。

# 独立行政法人整理合理化計画

## 独法制度創設後6年が経過し、原点に立ち返り101法人を抜本的見直し

### 個別法人の見直し

#### 法人の廃止・民営化等

6法人  
(条件付き廃止を含む)

#### 法人の統合

16法人→6法人  
(他機関への移管を含む)

#### 非公務員化

2法人  
(今後検討するものを含む)

#### 事務・事業の見直し

222/342事務・事業  
(65%)

### 横断的事項の見直し

#### 業務運営の効率化

- >隨意契約の徹底見直し
- >保有資産の売却、国庫返納等
- >官民競争入札等の導入
- >給与水準の適正化

#### 業務運営の自律化

- >内閣としての一元的関与
  - ←役員の人事管理、事後評価への関与
- >関連法人等との関係の透明化・適正化
  - ←再就職・契約状況のディスクロージャー
  - ←再就職の方の検証

### 人・モノ・カネの流れの透明化・適正化

法人の削減 101法人→85法人  
財政支出削減額(20年度)1,569億円

国民生活にとつて必要なサービスを確保しつつ、無駄を徹底して排除

# 個別独立行政法人の見直し：考え方と効果

## 法人の廃止・民営化等

6法人

- ①事務・事業の見直しを踏まえ、組織を存続する必要が認められないものは廃止
  - ②事業性が認められ、民間主体又は全額政府出資の特殊会社で実施させることができるものには民営化、全額政府出資の特殊会社化
- 【廃止】日本万国事務院会記念機構(財務省)、メディア教育開発センター(文部科学省)  
資源機構(農林水産省)、日本貿易保険(経済産業省)、海上災害防止  
セントー(国土交通省)

## 見直しの効果

### □「官から民へ」

民営化・民間委託の拡大により、「官から民への流れを加速。よりきめ細かく、安価なサービスが

16法人を6法人に

類似業務を行っている法人、融合効果の見込める研究開発型の独立行政法人、小規模な法人であつて業務運営の効率化等が図られるものについては、他法人との統合や他機関への移管

- 【例】農業生物資源研究所・農業環境技術研究所・種苗管理センター(農林水産省)  
交通安全環境研究所・海上技術安全研究所・港湾空港技術研究所・電子航法研究所  
(国土交通省)

## □事業の重点化・効率化

徹底した効率化をすることで、国民生活の安定及び社会経済の健全な発展のために真に必要な行政サービスを提供

## □安心の確保

消費者保護行政、医療等 국민に密着するサービスの質の向上を図り、消費者の利便性の向上とともに、国民の安全・安心が確保

## □分野横断的な研究開発の展開

事務・事業数222  
(注) 全体の事務・事業数342

国民にとって真に不可欠な事務・事業以外は廃止すべきであり、引き続き独法が行うこととされる事務・事業についても規模の適正化・効率化等を推進

## □真に不可欠な事業は適切に実施

- ◆造幣局・国立印刷局(財務省) : 通貨製造への重点化(金・銀盃、白書印  
刷等からの撤退)
- ◆日本スポーツ振興センター(文部科学省) : 繰越欠損金の解消。totoの在り方の見直し
- ◆雇用・能力開発機構(厚生労働省) : 私のしごと館の完全民間委託、生涯職業能力開発促進センターを廃止

## 支障事例の調査 調査票

(災害その他分野)

事務事業の名称	①	公の施設の管理
実施主体	②	都道府県、市町村
根拠法令・通知等	③	地方独立行政法人法第21条第1項第5号 地方独立行政法人法施行令第4条
自治事務か法定受託事務か	④	自治事務
項目(義務付け・枠付け、関与、権限移譲、二重行政、補助・負担金交付金等)	⑤	義務付け・枠付け、関与
具体的な支障の内容	⑥	<p>行政改革が進捗するにあたり、地方団体は行政の保有している施設の効率的運営に資するために外部委託や指定管理者制度、独立行政法人化等の制度を駆使して行政事務の合理化・効率化を推進している。</p> <p>各制度には一長一短があるとともに、同様の施設であっても各地方で施設運営の事情が異なる(従事者が多く人員を容易に他分野の職場に配置できないため指定管理者への移行は困難等)ことから、なるべく多くの選択肢があるべきである。</p> <p>しかし、現在地方独立行政法人法施行令に限定列挙されている対象施設の中に博物館は該当せず、地方の判断による選択を不可能にしている。</p> <p>例えば、行政改革を進めながら社会教育施設としての博物館活動に万全を期したいとする地方団体が、行政改革の一環で直営での運営が困難である場合、同様の運営が可能でありながら合理化・効率化も図りうる独法化を希望したとしても政令の基準に反するため不可能であり、行政の合理化・効率化への支障となる。</p>
改善方法	⑦	地方が自らの方針に従い制度を柔軟に利用できるように改善すべき。その一例としては、政令による施設の限定(枠付け)を廃止し、地方団体の条例により対象施設を規定することなどが挙げられる。
改善された場合の具体的なメリット	⑧	<p>独立行政法人等の制度を地方の事情に応じ柔軟に採用可能になることで、指定管理者等の制度も含め、事務の効率化に資する方策について更に選択肢が広がり、より地方の事情に応じた対応が可能となる。</p> <p>⑥の例だと、従来博物館の事務に従事し当該事務に熟知していた職員を数名でも配置することで、従来と変わらぬ博物館活動を望む地域住民の声に応えつつ事務の合理化・効率化を図ることも可能になる。</p>

(「第二期地方分権改革」への提言 平成19年7月25日 全国知事会)

## ■ 地方独立行政法人法（平成15年7月16日法律第118号）

### （定義）

第二条 この法律において「地方独立行政法人」とは、住民の生活、地域社会及び地域経済の安定等の公共上の見地からその地域において確実に実施されなければならない事務及び事業であって、地方公共団体が自ら主体となって直接に実施する必要のないもののうち、民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるものと地方公共団体が認めるものを効率的かつ効果的に行わせることを目的として、この法律の定めるところにより地方公共団体が設立する法人をいう。

- 2 この法律において「特定地方独立行政法人」とは、地方独立行政法人（第二十一条第二号に掲げる業務を行うものを除く。）のうち、その業務の停滞が住民の生活、地域社会若しくは地域経済の安定に直接かつ著しい支障を及ぼすため、又はその業務運営における中立性及び公正性を特に確保する必要があるため、その役員及び職員に地方公務員の身分を与える必要があるものとして第七条の規定により地方公共団体が定款で定めるものをいう。

### （財産的基礎）

第六条 地方独立行政法人は、その業務を確実に実施するために必要な資本金その他の財産的基礎を有しなければならない。

- 2 地方公共団体でなければ、地方独立行政法人に出資することができない。
- 3 設立団体（地方独立行政法人を設立する一又は二以上の地方公共団体をいう。以下同じ。）は、地方独立行政法人の資本金の額の二分の一以上に相当する資金その他の財産を出資しなければならない。
- 4 地方独立行政法人に出資される財産のうち金銭以外のものの価額は、出資の日現在における時価を基準として出資する地方公共団体が評価した価額とする。
- 5 前項の評価に関し必要な事項は、政令で定める。

### （設立）

第七条 地方公共団体は、地方独立行政法人を設立しようとするときは、その議会の議決を経て定款を定め、都道府県（都道府県の加入する一部事務組合又は広域連合を含む。以下この条において同じ。）又は都道府県及び都道府県以外の地方公共団体が設立しようとする場合にあっては総務大臣、その他の場合にあっては都道府県知事の認可を受けなければならない。

### （登記）

第九条 地方独立行政法人は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

- 2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもって第三者に対抗することができない。
- 3 地方独立行政法人は、その主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによって成立する。

### （業務の範囲）

第二十一条 地方独立行政法人は、次に掲げる業務のうち定款で定めるものを行う。

- 一 試験研究を行うこと。
- 二 大学又は大学及び高等専門学校の設置及び管理を行うこと。
- 三 主として事業の経費を当該事業の経営に伴う収入をもって充てる事業で、次に掲げるものを経営すること。
  - イ 水道事業（簡易水道事業を除く。）

口 工業用水道事業  
ハ 軌道事業  
ニ 自動車運送事業  
ホ 鉄道事業  
ヘ 電気事業  
ト ガス事業  
チ 病院事業  
リ その他政令で定める事業

四 社会福祉事業を経営すること。

五 公共的な施設で政令で定めるものの設置及び管理を行うこと（前三号に掲げるものを除く。）。

六 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

#### ■地方独立行政法人法施行令（平成十五年十二月三日政令第四百八十六号）

##### （公共的な施設の範囲）

第四条 法第二十一条第五号に規定する政令で定める公共的な施設は、次に掲げるものとする。

一 介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八条第二十五項に規定する介護老人保健施設

二 会議場施設、展示施設又は見本市場施設であつて総務省令で定める規模以上のもの

## ■独立行政法人通則法（平成十一年七月十六日法律第百三号）

### （定義）

- 第二条 この法律において「独立行政法人」とは、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務及び事業であって、国が自ら主体となって直接に実施する必要のないもののうち、民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるもの又は一の主体に独占して行わせることが必要であるものを効率的かつ効果的に行わせることを目的として、この法律及び個別法の定めるところにより設立される法人をいう。
- 2 この法律において「特定独立行政法人」とは、独立行政法人のうち、その業務の停滞が国民生活又は社会経済の安定に直接かつ著しい支障を及ぼすと認められるものその他当該独立行政法人の目的、業務の性質等を総合的に勘案して、その役員及び職員に国家公務員の身分を与えることが必要と認められるものとして個別法で定めるものをいう。

### （財産的基礎）

- 第八条 独立行政法人は、その業務を確実に実施するために必要な資本金その他の財産的基礎を有しなければならない。
- 2 政府は、その業務を確実に実施させるために必要があると認めるときは、個別法で定めるところにより、各独立行政法人に出資することができる。

### （登記）

- 第九条 独立行政法人は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。
- 2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもって第三者に対抗することができない。

### （業務の範囲）

- 第二十七条 各独立行政法人の業務の範囲は、個別法で定める。